

平成 31(2019)年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）実施要領 2 回目以降の更新者

1 目的

介護支援専門員証の更新時に定期的な研修受講機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の習得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図る。

2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県指定研修実施機関）

3 研修期間及び実施場所

次のコースから選択すること

- (1) Aコース：日程 平成 31(2019)年 8月 22日（木）～ 9月 25日（水）のうち 4日間
会場 コンセーレ（栃木県青年会館） 宇都宮市駒生 1-1-6
- (2) Bコース：日程 平成 31(2019)年 10月 8日（火）～ 10月 30日（水）のうち 4日間
会場 コンセーレ（栃木県青年会館） 宇都宮市駒生 1-1-6
- (3) Cコース：日程 平成 31(2019)年 11月 7日（木）～ 12月 12日（木）のうち 4日間
会場 とちぎ健康の森 宇都宮市駒生町 3337-1

4 研修課程

研修時間 3 2 時間

日程は、別紙 1 『平成 31(2019)年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）日程表』参照

5 受講資格

介護支援専門員証の有効期間が概ね 1 年以内に満了する者であって、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員としての実務に従事している者又は従事していた経験を有する者で、かつ、次のいずれかに該当する者。

- (1) 前回の介護支援専門員証の更新の際、専門研修課程 I 及び II の課程を修了した者
- (2) 前回の介護支援専門員証の更新の際、実務経験者の更新研修（I 及び II）を修了した者
- (3) 前回の介護支援専門員証の更新の際、専門研修課程 II（2 回目以降）を修了した者
- (4) 前回の介護支援専門員証の更新の際、実務経験者の更新研修（2 回目以降）を修了した者

※実務に従事した期間とは、事業所・施設から辞令により介護支援専門員として業務に携わってケアプラン作成を実施した期間とする。認定調査員としての実務経験は、該当しない。

※地域包括支援センターで予防プラン作成に従事している場合も、介護支援専門員の実務として換算できる。

6 定員

- (1) Aコース 200名
- (2) Bコース 200名
- (3) Cコース 100名

※定員は、介護支援専門員専門研修課程 II と併せての人数。

7 手続方法

(1) 申込方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は持参により提出すること。

(2) 申込期間

ア Aコース 平成31(2019)年7月1日(月)～7月10日(水) 必着

イ Bコース 平成31(2019)年8月1日(木)～8月9日(金) 必着

ウ Cコース 平成31(2019)年9月9日(月)～9月18日(水) 必着

※申込期間前に到着した分は、期間外に受付した取り扱いとする。

(3) 提出書類

①平成31(2019)年度介護支援専門員更新研修申込書 **2回目以降の更新**

②介護支援専門員証のコピー (①申込書の裏面に添付欄あり)

③過去に受講した介護支援専門員研修修了証明書のコピー

(4) 提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 2階

とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課 ケアマネ研修担当 宛

8 受講決定

書類確認後、受講決定を行い、受講決定通知を発送。

(1) Aコース 7月26日(金) 発送予定

(2) Bコース 8月28日(水) 発送予定

(3) Cコース 10月4日(金) 発送予定

9 受講料、その他の諸経費

全科目受講 27,000円 (内訳: 受講料 26,000円 資料代 1,000円)

科目受講 1科目あたり 4,000円 (内訳: 受講料 3,900円 資料代 100円)

受講料の納入方法は、受講決定通知にて連絡。

10 研修修了者の認定方法

全課程を修了し、全ての研修記録シートを提出した者に修了証明書を交付。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しない。

※事例、研修記録シートの提出がない場合、研修態度がふさわしくないと判断された場合は、修了証明書は交付しない。

11 事例の提出

研修受講者は、研修受講時に必ず事例を用意すること。(提出日は、受講決定時に通知)

詳細は、別紙2『介護支援専門員研修の事例の提出について』を参照のこと。

12 その他

(1) 原則、他のコースの科目を受講することはできません。やむを得ず、他のコースの科目を受講する場合には追加分の科目受講料が発生します。(1科目につき 4,000円)

(2) 平成30(2018)年度の専門研修の受講者で、一部欠席により科目受講を希望する場合は、当該研修の受講票の原本を添付し申し込みください。

(3) 介護支援専門員更新研修(実務経験者)は、介護支援専門員専門研修課程Ⅱと同一のカリキュラムのた

め、合同で実施されます。

- (4) 介護支援専門員証の有効期間が過ぎると、介護支援専門員としての業務につくことはできませんが、介護支援専門員の登録は残ります。失効後、介護支援専門員として就業を希望する場合は、「介護支援専門員再研修」を修了し、介護支援専門員証の再交付を受けてください。
- (5) 登録地が栃木県以外の方で受講を希望する場合は、受講申し込み前に、登録地の都道府県あて受講地変更の手続きを行ってください。
- (6) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前にご相談ください。
- (7) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。
- (8) 更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は更新されません。研修修了後有効期限内に、栃木県あて、介護支援専門員証の更新手続きが必要です。
手続きの詳細は、栃木県高齢対策課（Tel028-623-3149）にお問い合わせください。

13 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課

電話 028-600-3180 （研修当日緊急連絡先 080-5670-7847）

問合せ時間 8：30～17：30（土日祝日を除く）

URL <http://www.tochigi-kenkoufukushi.com/>（問合せフォームもご利用いただけます）



（重要）主任介護支援専門員研修を修了している方へ

平成 28(2016)年度から主任介護支援専門員の更新制度が創設されました。主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することで、従来の更新研修を修了しなくても本体の介護支援専門員証の更新手続きができるようになりましたが、主任更新研修の受講には、一定の受講要件が必要です。受講要件の詳細については、主任更新研修の実施要領（8月に案内予定）をご確認ください。また、受講要件に該当しない場合は、実務経験者の更新研修を受講してください。